

令和4年度 第2回 野田市学校給食運営委員会次第書

日時：令和4年12月24日（土）

午前11時00分から

場所：野田市役所8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育長挨拶

4 議 事

(1) 協議事項

令和5年度の学校給食費について

(2) 報告事項

学校給食における異物混入事故防止対策について

5 そ の 他

(1) 次回の開催について

日時：令和5年1月21日（土）午前10時から

場所：中央公民館1階講堂

6 閉 会

## 1 令和5年度の学校給食費について（協議事項）

今回の学校給食運営委員会では、次のとおり、野田市の学校給食の現状と学校給食費の考え方をお示しし、次回の開催において、市の検討結果をお示した上で、委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

### (1) 野田市の学校給食の現状について (給食費)

野田市の学校給食費は、平成27年度改定以降、改定を行わず、現在の月額で小学校4,240円（1食当たり253円）、中学校5,090円（1食当たり304円）を据えている。

- 東葛飾地域の各市と比較しても、安い金額で提供を続けてきている。

<東葛各市の給食費>

自治体名	小学校	中学校
野田市	253円	304円
松戸市（※1）	275円	365円
我孫子市	270円	320円
柏市（※2）	265円	330円
流山市	260円	308円
鎌ヶ谷市	255円	291円

※1 松戸市の小学校は3、4年生の金額

※2 柏市は単独校の金額

### (安心・安全な給食の提供と食育の推進などの取組)

野田市では、食数100食に満たない学校から1500食以上提供する給食センターまで、様々な規模の施設で学校給食の提供を行っているが、施設設備が異なる中、地産地消を推進し、安全で安心な学校給食を提供できるように努めるとともに、食育の推進を図っている。

- 学校給食で使用するお米は、地産地消を推進し、子供たちの郷土意識の育成や地元の農業振興にもつなげるため、平成13年度から野田産米（地元産の「コシヒカリ」）を使用している。
- 地元野菜を積極的（発注は地元農家さんを優先）に使い、安心、安全な給食を提供するため、現在11者の農家さんから、学校給食へ野菜を納品していただいている。

地元の農産物は、献立表や給食だよりへの記載や、当日の校内放送で周知するとともに、今年度は中央小学校及び岩木小学校で、地元農家さんが授業に参加し、講演を行った。

- 毎年6月、11月の全国食育月間には、野田市独自の取組として、「のだの恵みを味わう給食の日」を設けている。

具体的には、6月は野田市内で収穫された枝豆、ナスを使用した献立を、施設ごとに考案し提供している。小学校では、枝豆の枝からさやをもぎ取る体験を行う学校もあり、野田市の特産物である枝豆を周知するとともに、食材に触れる経験をさせている。また、11月は、野田市内の飲食店のシェフとコラボし、野田市産の食材を多く取り入れたメニューを学校給食に取り入れており、シェフへのインタビュー映像や、調理員さんが調理をしている様子を映像で流し、食育を行っている。

- 食物アレルギー対応として、特定原材料（卵、小麦、牛乳、えび、かに、落花生、そば）7品目以外の食材についても、除去食対応を行っており、なるべく学校給食を食べることができるように努めている。

なお、東葛飾地区においては、我孫子市を除き、特定原材料7品目以外の除去食対応を行っている学校はほとんどない。除去食対応を行わないアレルギーが提供される場合は、弁当持参対応となる。

- 給食時間中の食育の取組としては、その日の献立について、メニューの説明や地元産野菜の周知を行うため、各クラスに献立メモを配付している学校、校内放送を活用し、職員が本の読み聞かせを行い、その本に掲載された料理や食材に関連した献立の提供を行っている学校などもある。

さらに、タブレット端末を活用し、昼の時間に栄養士がオンラインで献立の説明やその他食に関する話をしている学校もある。（学校給食センターでも食育に係る映像を作成し活用）

### (学校給食費の状況)

平成27年度の学校給食費改定以降、主食費（米、麺、パン類）が毎年値上げされており、今般の物価高騰等の影響を受けて必要な栄養価等を確保するだけの副食費を維持することが難しくなっている。

主食費については、下表のとおり、平成27年度から令和4年度までで、小学校、中学校ともに、約10円の値上がりとなっており、それと比べ副食費が小学校、中学校ともに約10円下がっている。

表 平成27年度から令和4年度までの学校給食費の内訳

単位：円

	小学校		中学校	
	1食当たり 253円		1食当たり 304円	
	主食費	副食費	主食費	副食費
平成27年度	93.90	159.10	100.22	203.78
平成28年度	94.79	158.21	101.45	202.55
平成29年度	98.27	154.73	104.46	199.54
平成30年度	97.83	155.17	104.22	199.78
令和元年度	98.55	154.45	105.03	198.97
令和2年度	99.53	153.47	105.89	198.11
令和3年度	101.09	151.91	107.54	196.46
令和4年度	103.74	149.26	110.52	193.48

### (保護者負担の軽減策)

保護者負担を軽減するため、次のことを行っています。

- 平成13年度から野田産米（地元産の「コシヒカリ」）を使用するに当たり、その購入金額の一部を補助している。  
令和4年度当初予算では、約2,600万円の野田産米の購入費用を補助。なお、令和4年9月15日から新米価格の単価が、エネルギー価格の高騰による電気料等の高騰を受け、税抜き価格で1キログラム当たり324円から400円に値上がりしたことに伴い、値上げ分を保護者負担としないように、更なる負担軽減を実施。なお、令和4年度は、米の購入金額の約58%を補助し、保護者負担の軽減を図っている。

- 食品価格や物流費の高騰が学校給食の現場に影響を与えている中、栄養価を確保した給食を継続しつつ、給食費を据え置き、保護者の負担軽減を図るため、令和4年度6月補正で国の補助金を活用し、総額4,352万円の賄材料費を増額した。  
なお、1食当たり小学校24円、中学校31円相当となる。
- 多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図り、もって、少子化対策を講じるため、千葉県が創設した補助事業を活用し、市立小中学校に通う第3子以降の給食費を減免する（学校給食における第3子以降の無償化制度）事業を実施する。実施期間は、令和5年1月から3月までとする。

## (2) 市の学校給食費の考え方

学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定に基づき、基本的に食材料費は保護者負担となっている。

市としては、平成13年度から市独自の野田産米補助を実施するとともに、令和4年度には物価高騰対策として、国の補助金を活用し、保護者負担の軽減を図っているところである。

今年度は、千葉県が実施した第3子以降の無償化制度を実施することとしたが、この制度は、市が実施しなければ、千葉県も実施しないという形のものであり、野田市としても実施の有無について、選択の余地がなかったと言わざるを得ない。

本来、学校給食費を無償化するかどうかについては、国が検討すべきことであり、今後、第3子以降の給食費無償化事業を推進することについては、県の補助事業が来年度以降も同様に継続するのか不透明な中、今後も継続していくことは、財政負担も大きいとともに、野田市としては、子供たちによりきめ細やかな事業を実施するために必要となる、教職員の配置や老朽化している学校施設や給食施設への対応など、喫緊の課題を優先して対応していかなければならないと考えている。

その中で、令和5年度の給食費について、次のとおり、保護者負担の軽減策を含め、総合的に検討を進めていることから、次回の学校給食運営委員会で検討結果をお示ししたい。

- 学校給食費に使用する野田産米の費用を公費負担とする。  
野田産米の補助率を100%に引き上げる。
- 学校給食費の食材に係る費用負担は保護者負担を原則としつつも、県が実施する第3子以降の無償化制度の申請状況を踏まえ、市の考え方を整理する。
- 経済的困窮世帯への支援として、準要保護世帯は給食費が無償となっておりますが、対象者を広げることを検討する。

### (参考)

学校給食法

(経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

## 2 学校給食における異物混入事故防止対策について（報告事項）

学校給食は、本来子供たちの心身の健全な発達を促す上で、安心して安全な食の機会を提供しなければならないにも関わらず、令和4年7月13日、9月2日と異物混入事故を起こし、野田市としては初めてとなりますが、野田保健所の指導を受けました。教育委員会としては、事故を起こしてしまった責任を大変重く受け止めており、今後このような事故が二度と起きないように野田保健所にもご指導いただき、マニュアルの全面見直しを行いました。

今後も、教育委員会、学校が一丸となって安心安全な学校給食の提供に努めてまいります。なお、野田保健所から指導を受けた異物混入事故の概要は次のとおりとなりますが、いずれの事故においても、健康被害の報告はありませんでした。

- **令和4年7月13日 第一中学校（学校給食センター）段ボール片の混入**
  - ・野田市学校給食センターが調理した「親子煮」の配膳中に、段ボール片2個が混入していることを生徒が発見した。原因は、学校給食センターで使用している10L醤油の梱包段ボールの注ぎ口が調理作業中に誤って混入したことによる。本件については、第一中学校及び学校給食センターの同じ釜で調理した第二中学校の該当クラスの保護者宛てに、謝罪及び報告の文書を送付した。
- **令和4年9月2日 北部中学校（自校調理）金属片の混入**
  - ・北部中学校で調理し提供した「焼肉丼」において、生徒が喫食を開始したところ、具に長さ1cmほどの金属片が混入した。
  - ・栄養士と調理員が調理室内を確認したが、異物と同様のものは発見できなかった。
  - ・学校長は、教育委員会から他の生徒の健康状況を確認するよう指示を受け、全校生徒に帰りの会で異物混入の件を説明し、万が一、体調に変化があった場合には、医療機関を受診するよう伝えた。また、異物が混入した当該生徒の保護者には、担任から謝罪の連絡をした。さらに、全校生徒の保護者に対しても、異物混入のお詫び及び体調に異常があった場合は、医療機関を受診し学校に連絡するよう、まちcomi メールで文書を送付した。